



鳥取県公報

令和8年8月18日（火）
第9814号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（493）（埋蔵文化財センター）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（494）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（495）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定施業要件の変更予定（3件）（496～498）（森林づくり推進課）・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（499）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	林業種苗法による育種母樹林の指定（500）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	物品売払代金の徴収事務の委託（501）（畜産試験場）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	基本測量の実施（2件）（502・503）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	公共測量の実施（13件）（504～516）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	公共測量の終了（2件）（517・518）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（519）（〃）・・・・・・ 9
	測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（520）（〃）・・ 17
	土砂災害警戒区域の指定（4件）（521～524）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 20
	土砂災害警戒区域の指定の変更（525）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
	土砂災害特別警戒区域の指定（4件）（526～529）（〃）・・・・・・・・・・ 22
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更（530）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除（531）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（532）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・ 24
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（533）（〃）・・・・・・・・・・・・ 25
	指定障害福祉サービス事業者の指定（534）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 25
	森林病虫害の駆除命令（535）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 25
◇ 選管告示	令和7年5月25日執行の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙の候補者の選挙運動に関 しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書（32）・・・・・・・・・・ 26
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

鳥取県告示第519号

令和9年度及び令和10年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるもの（以下「特定調達」という。）を除く。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第3条第1項の建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた経営事項審査（法第27条の23第1項の審査であって、審査基準日が次のアからウまでの申請の区分に応じそれぞれに定める期間にあるもの（合併、設立等の期日を審査基準日とする経営事項審査であって、審査基準日が2の(3)の表の受付期間の欄に掲げる期間に応じ、それぞれ同表の審査基準日（合併、設立等）の欄に掲げる期間にあるものを含む。）。以下同じ。）を入札参加資格の審査申請の日（以下「申請日」という。）までに受けていること。
- ア 2の(3)の表の受付回の欄に掲げる受付回が第1回から第3回までのものにそれぞれ対応する同表の受付期間の欄に掲げる期間における申請 令和7年10月1日から令和8年9月30日までの期間
- イ 2の(3)の表の受付回の欄に掲げる受付回が第4回から第6回までのものにそれぞれ対応する同表の受付期間の欄に掲げる期間における申請 令和8年10月1日から令和9年9月30日までの期間
- ウ ア又はイに定める期間内のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受けていない者がする申請（2の(3)の表の受付回の欄に掲げる受付回が第3回又は第6回のものに対応する同表の受付期間の欄に掲げる期間内における申請に限る。） 2の(3)の表の受付回の欄に掲げる受付回が第3回又は第6回のものに対応する同表の審査基準日（合併、設立等）の欄に掲げる期間
- (4) 経営事項審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあつては2年間、土木一式工事（同表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）及び鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあつては5年間）又は当該審査基準日から申請日までの間に希望工種（とび・土工・コンクリート工事（同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）にあつては同表の中区分、その他の工種にあつては同表の最小の区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を全て満たしている場合は、この限りでない。

希望工種	要件
土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）	(9)のアに掲げる要件
鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）	(9)のカの(イ)に掲げる要件

- (5) 国税及び地方税（地方消費税及び鳥取県の県税に限る。）に未納税額がないこと。
- (6) 県内に本店を有する者にあつては、2の(2)のアの(ア)のeに定める労働保険料納付証明書に未納額がないこと。
- (7) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (8) 2の(2)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (9) 希望工種が次のアからスまでに掲げるもの（以下「特殊工事」という。）の場合にあつては、それぞれに定める要件を全て満たしていること。
- ア 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに該当する場合で、(4)の本文の要件に該当しないときに限る。）
- (ア) 県内に本店を有していること。
- (イ) 次の技術者を県内の営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）に常に備えていること。
- a 法第27条第1項の規定により実施される土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「土木施工管理技士」という。）のうち、1級の検定に合格したもの（以下「1級土木施工管理技士」という。）

- b 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18に規定するコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - c クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第223条に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者又は同令第224条の4第2項に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者
 - d 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者
 - e 公益社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者
 - f 公益社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者
- イ 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）

(ア) 次の技術者を常に備えていること。

- a 当該希望工種に係る工事の監督業務に5年以上従事した経験のある専任技術者
- b 当該希望工種に係る工事の監督業務に2年以上従事した経験のある補助技術者

(イ) 自ら保有し、又はリース契約（リース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶリース契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。以下同じ。）により使用する次の表の船舶の欄に掲げる船舶を常に備えていること。ただし、起重機船とグラブしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶の場合は、一隻で両方の船舶を備えているものとみなす。

区 分	船舶		乗組員		
	種別	規格能力	二級小型 船舶操縦士	運転士	その他 の船員
1	えい船	100馬力以上	2	—	1
2	起重機船（クレーン付台船を含む。）	25トン吊以上	—	1	3
3	グラブしゅんせつ船（50トン以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラムを積載できるものを含む。）	100馬力以上	—	1	3

(ウ) 当該希望工種に係る工事において、(イ)の表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員として業務に2年以上従事した経験のある者を、1隻につき同表の乗組員の欄に掲げる人数以上常に備えていること。この場合において、起重機船の乗組員とグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互に兼ねることができる。

(エ) 県内に本店を有しない者にあつては、県内に営業所を有し、当該営業所に職員を20名以上（フローティングドック（クレーン及び注排水設備を有するケーソン（海上で支持地盤まで掘削しながら沈下させて設置する鉄筋コンクリート製の箱形の基礎をいう。以下同じ。）製作用の凹型の台船をいう。）又はドルフィンドック（注排水設備を有するケーソン製作用の凹型の台船のうち、ケーソン製作時に海底に着底することができるものをいう。）を自ら使用していないときは他の業者に貸与することができる者（以下「ドック提供者」という。））にあつては、10名以上）、土木施工管理技士を10名以上（ドック提供者にあつては、5名以上）常に備えていること。

ウ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

エ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる法面処理（同表の小区分の欄に掲げる一般及び落石防止網工を除く。）に限る。）

(ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はアンカー工に該当する場合にあつては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械（自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。）を営業所に常に備えていること。

希望工種	機械
------	----

法面植生工	種子吹付機（種子を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。）又はモルタル吹付機（種子、水、肥料等の植生基盤材を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。労働安全衛生法第44条第4項に基づく刻印番号（以下「刻印番号」という。）がありボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第88条に基づく定期自主検査を受けているものに限る。以下同じ。）
法面保護工	a モルタル吹付機 b 計量器（種子、水、肥料等の植生基盤材の使用量を測定し、及び管理する装置をいう。） c ホッパー（材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部の口を開いて出す漏斗装置をいう。）
アンカー工	a ロータリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいう。）又はドリフタ（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、ガイドセル（ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。）に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。）及びガイドセル b グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。） c グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。）

オ 屋根工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

カ 鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）

(ア) (4)の本文の要件に該当する場合

a 新規に鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の架設工事を施工する場合

- (a) 鋼橋の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
- (b) 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
- (c) 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。

b 鋼橋の補修工事又は補強工事を施工する場合

鋼橋の補修工事又は補強工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

(イ) (ア)以外の場合

a 県内に本店を有すること。

b 次の機械を備えた工場を有すること。

- (a) 天井走行クレーン（吊り下げ重量が7トン以上のものに限る。）
- (b) 手動ガス切断機（J I S B 6802に適合しているものに限る。）及び自動ガス切断機（切断板厚60ミリメートル以上のものに限る。）
- (c) 自動溶接機（出力電流が1,000アンペア以上のものに限る。）、交流溶接機（出力電流が300アンペア以上のものに限る。）、溶接棒乾燥機（収納容量が300キログラム以上のものに限る。）及びスタッド溶接機（適用範囲が22ミリメートル以上のものに限る。）
- (d) ラジアルボール盤（ドリルを使って穴開け加工をする工作機械をいい、穴開け能力が50ミリメートル以上のものに限る。）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が40ミリメートル以上のものに限る。）
- (e) 空気圧縮機（5馬力以上のものに限る。）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が10トン以上のものに限る。）及び油圧プレス（加圧能力200トン以上のものに限る。）

c 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の計測機器を常に備えていること。

(a) 超音波探傷器

- (b) 携帯式工業エックス線装置
- (c) 塗膜厚測定器
- d 次の技術者を常に備えていること。
 - (a) 1級土木施工管理技士
 - (b) 労働安全衛生法別表第18に規定する鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - (c) クレーン等安全規則第229条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
 - (d) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第48条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
 - (e) 一般社団法人日本溶接協会が実施する溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
 - (f) 一般社団法人日本非破壊検査協会が実施する J I S Z 2305非破壊試験技術者資格試験に合格した者

キ 舗装工事（別表の中区分の欄に掲げるアスファルトに限る。）

- (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- (イ) 次の技術者を県内の営業所に常に備えていること。この場合において、a及びbの技術者は、相互に兼ねることができる。
 - a 一般社団法人日本道路建設業協会が実施する1級又は2級の舗装施工管理技術者試験に合格し、かつ、舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けている者
 - b 舗装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できる者
- (ウ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の表の左欄に掲げる種別ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械を県内の営業所に常に備えていること。ただし、モータグレーダーを使用しない舗装工事のみに参加を希望する場合にあっては、モータグレーダーを自ら保有すること又はリース契約の締結は要さない。

種別	処理能力等
モータグレーダー（土及び砂利の整地に使用する機械をいう。）	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー（アスファルト混合物を均一に敷きならす機械をいう。以下同じ。）	施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの
マカダムローラー（アスファルト混合物等の締め固めに使用する鋼製車輪形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	両輪駆動又は全輪駆動のもので、車両の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー（アスファルト舗設の表層部等の転圧に使用するタイヤ形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	車両の重量が8トン以上のもの

- (エ) アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者を県内の営業所に常に備えていること。
- (オ) 県外に本店を有する者にあっては、次に掲げる要件を備えていること。
 - a 県内の営業所に職員を10名以上常に備えていること。
 - b 県内にアスファルトプラント（アスファルト混合物の製造を行う施設をいう。以下同じ。）を保有し、又は県内の特定のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。

ク 板金工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

ケ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる一般に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。ただし、当該職員の

中に1級又は2級の塗装技能士（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の塗装とするものに合格した者をいう。）が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあっては、県内の営業所に常に備えていること。

コ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。）

（ア） 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

（イ） 自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる機械及び設備を営業所に常に備えていること。

a ラインマーカー車（区画線の施工機（溶解された区画線材料を一定の幅で路面に塗布する機械をいう。以下同じ。）を搭載し、自走しながら路面に塗布する機械をいう。）

b 溶解槽（区画線の材料を固形状から施工状態である液体状へ溶解する設備をいう。）

c 施工幅として15センチメートル、30センチメートル及び45センチメートルの施工ができる区画線の施工機

（ウ） 職業能力開発促進法第44条第1項の規定により実施される路面標示施工の技能検定に合格した者を常に備えていること。

サ 防水工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

シ 内装仕上工事（別表の中区分の欄に掲げる畳工に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

ス 造園工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。ただし、当該職員の中に1級又は2級の造園技能士（職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の造園とするものに合格した者をいう。）が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあっては、県内の営業所に常に備えていること。

2 申請手続

（1）申請方法

入札参加資格の付与を受けようとする者は、インターネットの鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（<https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>）（以下「TCAS」という。）により必要な事項を入力し、（2）に定める提出書類の電子データを添付して提出する方法により申請すること。

（2）提出書類

ア 次の（ア）及び（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める書類を提出すること。ただし、（ア）のfからhまで及び（イ）のcの書類は、市町村の建設工事の入札参加資格の申請を併せて行う者に限る。

（ア） 県内に本店を有する建設業者（以下「県内業者」という。）が申請する場合

a 1の（3）の経営事項審査に係る結果通知書（以下「経審結果通知書」という。）

b 工事経歴書（様式第3号）（直前の経営事項審査に係る審査基準日前1年間に実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合等に限る。）

c 国税及び地方消費税に未納がないことを証する申請日前3月以内に交付された次に掲げる納税証明書

（a） 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）

（b） 個人にあっては、申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）

d 建設業許可の通知書の写し

e 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）

f 営業所一覧（共通様式第1号）

g 印鑑証明書

h 使用印鑑届

(イ) 県外に本店を有する建設業者（以下「県外業者」という。）が申請する場合

a (ア)のaからdまでの書類

b 法人にあっては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

c (ア)のfからhまでの書類

イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者にあっては、アの書類に加えて、令和9・10年度鳥取県特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号）及び次に掲げる書類を提出すること。

(ア) 誓約書（様式第8号）（希望工種が鋼構造物工事（補修工事及び補強工事を除く。）で、別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に該当する場合に限る。）

(イ) 職員調書（様式第9号）及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し又は健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書等の写し（技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）

(ウ) 職員写真（様式第10号）

(エ) 機械設備等調書（様式第11号）並びに当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写し（モルタル吹付機にあっては、ボイラー及び压力容器安全規則第88条に基づく定期自主点検表の写しを添付すること。）（機械等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）

(オ) 機械設備等写真（様式第12号）（モルタル吹付機にあっては、刻印番号を写した写真を貼付すること。刻印番号が判別できない場合は、機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）第1条第1項第2号の第二種压力容器明細書の写しを添付すること。）

(カ) 実務経験証明書（様式第13号）（希望工種が土木一式工事で、別表の中区分の欄に掲げる港湾に該当する場合に限る。）

ウ 入札参加資格の申請をした後に、申請事項に変更が生じた場合は、TCASにより、速やかに変更の届出を行うこと。

(3) 受付期間及び時間

受付期間は次の表の受付回の欄に掲げる受付回に応じそれぞれ同表の受付期間の欄に掲げる期間とする。ただし、特定調達の入札の参加資格を希望する者については、知事が別に定める期間においても、提出することができる。

受付回	認定時期	受付期間	審査基準日（合併、設立等）
第1回	令和9年4月	令和8年10月1日から令和9年1月31日まで	令和8年10月1日から同年12月31日まで
第2回	令和9年7月	令和9年4月1日から同月30日まで	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
第3回	令和9年10月	令和9年7月1日から同月31日まで	令和8年10月1日から令和9年6月30日まで
第4回	令和10年4月	令和9年10月1日から令和10年1月31日まで	令和9年10月1日から同年12月31日まで
第5回	令和10年7月	令和10年4月1日から同月30日まで	令和9年10月1日から令和10年3月31日まで
第6回	令和10年10月	令和10年7月1日から同月31日まで	令和9年10月1日から令和10年6月30日まで

(4) その他

申請手続の詳細に係る資料及び(2)に定める提出書類の様式については、TCASから入手すること。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和8年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

別表

発注工事種別							
大区分	略号	中区分	小区分	略称	大区分	略号	中区分
土木一式工事(土)		一般	—	土木一般	鉄筋工事	(筋)	—
		プレストレスト・コンクリート	—	P C	舗装工事	(舗)	一般
		港	—	港湾工事	舗装工事	(舗)	アスファルト
建築一式工事(建)		一般	—	建築一般	しゅんせつ工事	(し)	—
		解体	—	建築解体	板金工事	(板)	—
大工工事(大)		—	—	大工工事	ガラス工事	(ガ)	—
左官工事(左)		—	—	左官工事	塗装工事	(塗)	一般
とび・土工・コンクリート工事(と)		一般	—	とび等一般	区画線工		—
		交通安全施設	—	交通安全施設	防水工事	(防)	—
		法面処理	一般	法面一般	内装仕上工事	(内)	一般
			法面植生工	法面植生工	機械器具設置工事	(機)	—
			法面保護工	法面保護工	熱絶縁工事	(絶)	—
石工事(石)		—	落石防止網工	落石防止網工	電気通信工事	(通)	—
			アンカー工	アンカー工	造園工事	(園)	—
			石工事	石工事	さく井工事	(井)	—
屋根工事(屋)		—	—	屋根工事	建具工事	(具)	—
電気工事(電)		—	—	電気工事	水道施設工事	(水)	—
管工事(管)		—	—	管工事	消防施設工事	(消)	—
タイル・れんが・ブロック工事(タ)		—	—	タイル等工事	清掃施設工事	(清)	—
鋼構造物工事(鋼)		一般	—	鋼構造物一般	解体工事	(解)	—
		鋼橋	—	鋼橋			

注意事項

1 工事の種別は、大区分(建設業法に基づく建設工事の種類に対応)・中区分・小区分から構成されているが、入札参加資格の認定は、各大区分中の最小の区分において行う。

(例) 土木一式工事(プレストレスト・コンクリート)、とび・土工・コンクリート工事(法面処理(アンカー工))、水道施設工事

2 土木一式工事(港湾)に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。

①船舶を使用して実施する工事、②潜水工を使用する工事、③船舶及び潜水工を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事、④海中又は海上工作物(コンクリートブロックを除く。)を陸上で製作する工事

3 土木一般に係る工事は、ダム、橋、防波堤等大規模な土木構造物に係る解体工事及びこれらに類似する工事を含まれ、

4 建築解体に係る工事は、1棟が3階建て以上又は1棟の延べ床面積が500平方メートルを超えるものの解体に係る工事及びこれらに類似する工事とする。

5 解体工事に係る工事は土木工作物や建築物を解体する工事、上記3及び4のいずれにも該当しない工事とする。